

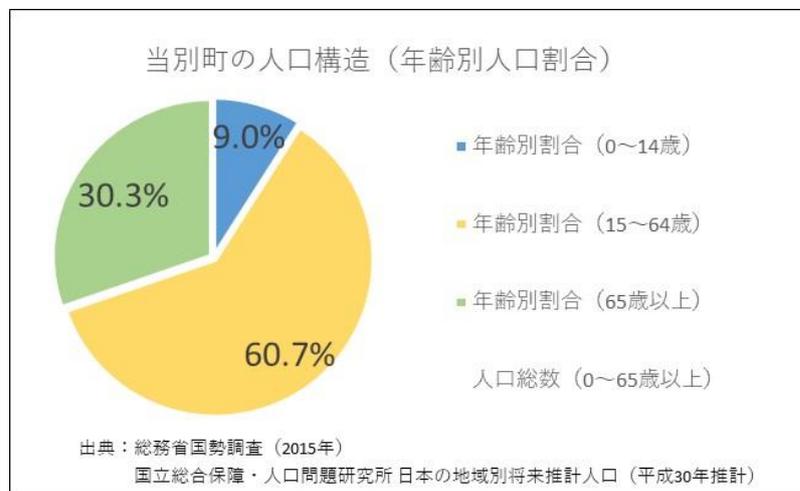
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当別町は、石狩平野の北部に位置し、札幌市、石狩市、江別市、月形町、新篠津村に接する人口約1万6千人の町である。

近年、地域では少子高齢化が進展しており、今後、人口は減少傾向で推移すると見込んでいるが、他方で、196万5千人の人口を有する札幌市に隣接していることや通勤が可能な交通インフラが整っていることなどを理由として、多くの地域で人手不足が課題となっている中、比較的労働力を確保しやすい環境が整っている。



当別町は、第一次産業の農業が基幹産業であり、平成27年の農業産出額は約52億円（平成27年農林業センサス市町村別農業産出額（推計））となっている。農家戸数は554戸、農家1戸当たりの平均面積は約15haであり、主要作物は、米、小麦、大豆などの土地利用型作物のほか、ユリやカーネーションなど花卉産地として道内有数の地域となっている。また、アスパラ、馬鈴薯など約200種類以上に及ぶ多品目の農産物を生産していることも特徴であり、大都市に隣接する地の利を生かした都市近郊型農業を展開している。

第二次産業は、本町の冷涼・低湿な気候条件と恵まれた自然環境さらには良質な原材料、地価・交通インフラの優位性から食料品製造業や金属製品製造業が複数立地しており、平成26年度の製造品出荷額約233億円、従業者数は1,130人となっている。（平成26年度工業統計調査）

現在、本町の中小企業者数は全事業者数の9割以上を占めているが、減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。

現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当別町の産業は、基幹産業である農業をはじめ、製造業、小売、卸売業、サービス業などと多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当別町の産業は、本町地区と西当別地区に分かれ広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、当別町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当別町の産業は、基幹産業である農業をはじめ、製造業、小売、卸売業、サービス業などと多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。